

- 移民法アップデート-制限付きスポンサーシップ証明の変更

3HR focus

イミグレーション・アップデート

移民法アップデート - 制限付スポンサーシップ証明 の変更

2011年10月1日よりスポンサーシップ・マネージメント・システム(SMS)にいくつかの変更があることを留意する必要があります。この変更は、制限付スポンサーシップ証明(COS)を申請予定の企業様、または制限付COSを既にお持ちで、近い将来Tire2(General)を使って海外より雇用を計画されている企業様全てに影響する変更となります。

現在、制限付COSをお持ちの企業様はオンラインにて申請を行い事になっています。これが2011年10月1日より、制限付COSの申請はSMSを使って行う事になります。この変更によって今後企業様はSMSを使って、申請の変更、進行状況の把握または申請の取りやめをすることが可能となります。

しかしながら、既にSMSで制限付COSの割り当てをお持ちの企業様はこれを2011年9月30日までに使って申請を起さない場合、2011年10月1日を持ってそれらの割り当ては無効となり、SMS上の割り当てがゼロとなります。現在から2011年10月1日までのオンラインでの制限付COS申請は特別な場合のみとなり、たとえ割り当てが与えられたとしても、2011年9月30日前までに使用しない場合には割り当てが無効となります。

一度割り当てられたCOSはその証明書に記載されている人材のみ有効であり、割り当て後ビザ申請を3ヶ月以内に行わなくてはなりません。よって企業様が今年12月29日以前に移民労働者を雇用される予定で、そのどの人材の採用が確定しており、なおかつ制限付COSをお持ちの場合、それらが無効になる前の今月中にビザ申請をされる事をお勧め致します。

2011年10月の割り当てでもこの新しい取り決めによって変更となり、申請は2011年10月1日から10月9日までの間SMSを通してのみ受け付となります。10月の割り当てはUKBA(英国国境庁)のパネルにより10月11日に決定されます。

年内にTire2(General)移民労働者の雇用をお考えの企業様は、10月1日以降の変更がどの様に影響するか緊急に検討する必要がありますでしょう。

イミグレーション関連のお問い合わせは、いつでも下記までご連絡下さい:

May Cheung LLB (Hons)
Immigration Consultant
Tel: 020 7194 8151
E-mail: may.cheung@3hrplc.co.uk



3HR PLC is authorised by Office of the Immigration Services Commissioner to provide immigration advice and services. OISC reference no. F201000126